

東京大学大学院農学生命科学研究科
農学国際専攻（国際環境経済学研究室） 准教授 公募

1	職名	准教授
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和5年6月1日以降
4	任期	なし
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス
6	所属□	大学院農学生命科学研究科 農学国際専攻 国際環境経済学研究室
7	業務内容	<p>1) 研究領域：国際環境経済学</p> <p>2) 担当予定講義・演習等： (学部)環境経済学、国際開発農学概論、国際開発農学実験・実習Ⅰ、国際農学情報処理演習、海外実習、ほか (大学院)国際環境評価学特論、国際環境経済学演習、国際環境経済学研究、農学国際実地研究、海外における安全管理論、国際農業と文化ゼミナール、農学国際特別演習、ほか なお、上記に加えて、教養学部前期課程の講義を担当して頂くことがあります。</p> <p>3) 本公募では、農学国際専攻の理念である「課題指向性」、「学際性」および「国際性」を持った教育・研究を行い、学問と政策・実践をつなぐ創業力を備えた人材の育成を行える方を求めています。本専攻では、修論発表会等において他分野の研究内容にもコメントすることが求められます。また、本専攻には国際農業開発学コース(IPADS)の留学生が多数在学していることから、海外の学生を積極的に受け入れ教育指導を行っていただくことが求められます。</p>
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	<p>1) 博士の学位を有する者</p> <p>2) 農業経済学と環境経済学において国際的に優れた研究業績を有し、国際的なフィールドにおいて分野横断的に学生の教育指導を積極的に行える者</p> <p>3) 海外の教育研究機関と連携した研究および教育活動を積極的に行える者</p> <p>4) 上記7の講義・演習を日本語・英語の両方で担当可能な者</p>
13	提出書類	<p>1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ia/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 研究業績目録（学位論文、原著論文、著書、総説、その他）</p> <p>3) 教育業績目録（担当講義科目、非常勤講師等）</p> <p>4) 社会貢献目録（学会活動、委員会活動等）</p> <p>5) 競争的資金の獲得状況（代表者、分担者の別を明示）</p> <p>6) 海外における研究・教育活動の実績（期間、国名、活動内容）</p> <p>7) 主要論文別刷5編以内</p> <p>8) これまでの研究概要と今後の研究計画（和文、2,000字程度）</p> <p>9) 学部学生および大学院生に対する教育方針と抱負（和文、1,000字程度）</p> <p>10) 自己の研究・教育経歴等について問い合わせることができる方2名の氏名、所属・職名、連絡先（住所、電話、メールアドレス）</p>
14	応募締切	令和5年2月22日（水）必着 書類選考の上、必要に応じて対面またはオンラインによる面接を実施します。対面面接に参加するための旅費は応募者自身の負担となります。
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	<p>上記の提出書類を一つのpdfファイルにまとめ、パスワードを設定した上、E-mailで送付のこと。パスワードの連絡法については応募者の判断に任せます。</p> <p>メールの件名は「国際環境経済学准教授応募書類」とし、書類の受信メールを確認すること。 E-mail: tsuyuki[at]fr.a.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） 東京大学大学院農学生命科学研究科 農学国際専攻 専攻長：露木 聡 TEL: 03-5841-7509</p>
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p> <p>外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>